

平成30年第4回定例会議案審査特別委員会会議録

平成30年11月27日 午前 9時58分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	小松崎誠
委員	藤井裕一
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	古橋智樹
委員	田谷文子
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	久松公生

欠席委員

委員	小座野定信
委員	鈴木良道
委員	加固豊治

出席説明者

市長	坪井透
副市長	横瀬典生
理事	西山正
市長公室長	木村義雄
総務部長	小松塚隆雄
市民部長	田崎清
保健福祉部長	寺田茂孝
都市産業部長	鈴木芳明
建設部長	石塚洋二
教育部長	辻和徳
市民部参事(兼)国保年金課長	君山悟
政策経営課長	槌田浩幸
総務課長	坂本重男
検査管財課長	貝塚裕行

介護長寿課長	幕内浩之
子ども家庭課長	大久保昌明
農林水産課長	仲戸禎雄
観光商工課長	根本和幸
水道課長	齊藤健
生涯学習課副参事(兼)歴史博物館長	齋藤裕之
下水道課長補佐	瀧ヶ崎卓也

出席書記名

スポーツ振興課	櫻井裕之
道路課	関根治彦
議会事務局	齋藤邦彦
議会事務局	檜山宏美

議 事 日 程

平成30年11月27日（火曜日）午前 9時58分 開 議

1. 市長あいさつ

2. 議案の審査

- (1) 議案第62号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第63号 かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第64号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第65号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- (5) 議案第66号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
- (6) 議案第67号 平成30年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (7) 議案第68号 平成30年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (8) 議案第69号 平成30年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- (9) 議案第70号 平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- (10) 議案第71号 平成30年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- (11) 議案第72号 平成30年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- (12) 議案第73号 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）変更請負契約の締結について

3. 閉 会

開 議 午前 9時58分

○川村成二委員長

皆さん、おはようございます。大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は12名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから平成30年第4回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

市長 坪井 透君

○市長（坪井 透君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

平成30年第4回定例会議案審査特別委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

昨日、本会議のほうから付託をされました12件の案件につきまして、慎重に審査をいただきまして、ご理解、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが、挨拶といたします。よろしくお願ひします。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

それでは、書記を指名いたします。スポーツ振興課 櫻井裕之君、道路課 関根治彦君、議会事務

局 齋藤邦彦君、同じく檜山宏美君、以上4名を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布いたしました審査予定表のとおりであります。

なお、本日の審査に関しまして、農林水産課及び地域未来投資推進課から資料が配布されておりますので、お目通し願います。

ここで、市長が退席されます。

[市長退席]

○川村成二委員長

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、お手元の審査予定表に基づき審査することといたします。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

それでは、お手元の審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案の審査に入ります。

初めに、議案第62号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

建設部から特に補足説明等は、ございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

おはようございます。

議案62号につきましては、先般の全員協議会におきまして、ご説明をさせていただきました。補足説明は、ございません。審議のほどよろしく願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

まず、この条例の一部改正ですが、何か法的な根拠があるのかということです。なぜ、農業集落排水に関してなのか、お答えいただけますか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

課長補佐をしています瀧ヶ崎です。よろしく申し上げます。

ただいまの質問についてお答えします。

公共下水道につきましては、上位法、下水道法に基づいて、かすみがうら下水道条例に基づいて明記しておりますが、農業集落排水については、各自治体で条例を制定して、定めるということになっております。農業集落排水については、その罰則規定等がなかったことから、今回規定をしているところでございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

全員協議会で小座野議員が質問していましたが、罰則規定がなかったということは、やはりそういう違反をしていると思われる事業者がいるということで、罰則規定を設けたと思われるのです。

が、現況がどうなっているのか。対象とする事業者は10社だと聞きましたが、この状況について説明できますか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

現状をお答えしますと、近年、去年とことしを見ますと、2件ほど、油脂等を流したことによる管渠の閉塞によって、マンホールがあふれているというような事例がございます。

また、店舗につきましては、公共下水道エリア、農業集落エリアにおいて、57社が店舗として登録されておりますが、その中で油脂等の除去をする施設をつけている団体の届け出があるのは38社ございまして、そのほかの店舗につきましても、そういった設備をつけている店舗もございますので、その辺のところを今回条例改正しまして、調査をしたいというふうに考えております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

小座野議員にお答えしたのは10社だと。年1回立入調査をしてチェックしたというようなことをおっしゃっていた気がするのですが、今、その油脂等の排水というか、2つの事例があったと。57社が対象になっていて、そのうち38社が届け出をしているということは、あと残りがやっていないという意味ですか。その辺ちょっと整理してお答え願えますか。

そして、そのチェックは、罰則規定をつくったらやるのか。それまでいろいろチェックを年1回実施調査して、その事実を判明したのか。そのことについても教えていただけますか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

現在のところだと、その57社のうち10社というのは、ラーメン屋とか、特に油を流すところが多い店舗について、こちらでピックアップして回っている状況です。

今後につきましては、条例を正式につくったということで、全店舗を一斉に調査しまして、その中で整備されていない、よく管理されていない店舗について、定期的に立入検査をしていきたいというふうに考えております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、小座野議員に言った10社、そのラーメン屋というのは、やはり問題があるという事例がわかるというか、それは事前に調査をして、そういうことが発見されたということで、この条例をつくるという大きな要因になったと。これをつくれば、今度は57社全てに、年1回ですか、2回かわかりませんが、立入調査を実施する考えでいるということによろしいですか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

委員おっしゃるとおりでございます。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

農業集落排水もね、排水接続するには、申請が必要だと思う。そうすると、そういった場合に、今までどういう申請でもって、こういうラーメン屋とかが、企業関係の申請を受け付けていたのか、ちょっと説明いただけますか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

農業集落排水につきましては、整備当時に農業集落排水に参加するかの意向を聞きまして、分担金をいただき、整備をしているというような状況です。それ以外のものにつきましては、本管等が店舗前にあるものについて、申請を受けて、どのぐらいの排水量があるかを検討しながら接続をしているというような状況です。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

その時点で、例えばラーメン屋であれば、オイルトラップをつけるのは当たり前だと思うし、そういう営業関係で排水流すのであれば、これは企業が当然やることであるとは思いますが、そういう指導は、下水道課というか、その申請時にはやらないのですか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

申請時につきましては、油脂等を使う店舗等につきましては、指導を行いまして、除外施設をつけるように指導してございます。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

指導しても、指導に従わなかったから、今回のような結果になったということでもいいですか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

指導に基づき油脂等を除去する設備をつけてはいるけれども、その清掃等が行き届いていないといった不備があることから、そのまま管渠のほうに油が流れているというような状況でございます。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

五十何社と先ほど言いましたよね。調査したら、その五十何社のうち、要するに油脂を使っている会社でもオイルトラップつけていないところもある。そうすると、その中で届け出でやっているのは、三十何社と言ったのかな。それ以外は野放し状態ということで、そういう調査結果が出たということでもいいですか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

現在のところ、57社全部の状況を把握していない状況です。それなので、今回、その条例に基づき、正式に立入検査という形で、全店舗の調査、現状を把握したいというふうに考えています。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうすると、今までの条例では立入検査等はできなかつたと。ですから、そこに不備があったので、今回条例化したいということですか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

委員おっしゃるとおりでございます。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

下水道料金は、水道使用料の事業系ということでやっているのでしたか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

基本的に水道料を取っているものについては、水道量に基づいて単価を掛けて計算、徴収しております。井戸につきましては、1人当たり6トンという数量をもとに計算してございます。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

井戸の水量計も入れてやっているということですね。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

井戸につきましては、1人当たり6トンという計算で算出してございます。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

ですから、事業者だったら、1人当たりというのは、1事業者ということでいいですよ。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

事業所につきましては、通常勤務されている平均的な人員で行って計算しているか、もしくは正確に数量がとりたいということであれば、井戸メーターをつけて正式な数量で計算をしているところで

ございます。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

古い小さい井戸も、きちんと市役所のほうで確認して、水量計をつけているということによろしかったですね。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

全てに井戸メーターがついているわけではございませんが、井戸メーターがついているものについては、毎月検針をして算出してございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

この件に関しまして、前回の全協で説明されたときのチェックの回数、私としては、年3回という記録があるのですが、先ほど佐藤委員の発言では、年1回という発言もございました。その辺について整理をして、現状のチェック回数が何回で、今後立入検査をやることになった場合の回数、実施予定数ですね。その辺整理して答弁いただけますか。

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

定期検査としましては、年2回行いたいと思います。不備がある店舗につきましては、改善がなされるまで、定期的に回数をこなしたいというふうに思っております。

○川村成二委員長

定期的に回数をこなすとは、どういう意味合いでしょうか。

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

改善されるまで定期的に、回数というよりは、改善されるまで何度も訪問していきたいというふうに考えております。

○川村成二委員長

委員の皆様よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 63 号 かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

建設部から特に補足説明等は、ございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第 63 号につきましても、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 66 号 平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）のうち建設部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本日、審査予定の保健福祉部子ども家庭課の質疑が終わった後、討論並びに採決いたします。

それでは、建設部から特に、補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第 66 号につきましても、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 69 号 平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

建設部から特に補足説明等は、ございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第 69 号につきましても、補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

下水道管理費の下水道総務費と下水道建設費の公共下水道整備事業費の増減について、説明していただけますか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

公共下水道の内容につきましては、人件費の補正になります。4 月の異動に伴いまして、階級、年齢等が異なることから、補正をするものでございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、下水道総務費のほうかふえていて、公共下水道整備事業費のほうか減っていると言っているんですよ。この関連について、教えてくださいと言っています。つまり、公共下水道整備事業費のほうの人員を下水道総務費のほうに配置がえをしたということではないですか。そこでの増減があるということではないでしょうか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

人員につきましては 8 名で変更はございませんが、下水道総務費で 1 名増、公共下水道整備事業費で 1 名減となる入れかえの補正でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そういうふうか説明してから、なぜそうしたのかを言わなければいけないですよ。なぜそうしたのですか。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

今年度の予算につきましては、下水道の整備工事が余らないということと、今回、企業会計に基づきまして、公共下水道整備事業費の人員が必要だということで、入れかえを行っておるところでございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

どちらかという、公会計に向けて、やはり下水道総務費に力を置きたいということで、公共下水道整備事業費の工事のほうは少ないので、全体の人員の配置を途中で変えたということですね。

○川村成二委員長

下水道課長補佐 瀧ヶ崎卓也君。

○下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

ご指摘のとおりでございます。

○川村成二委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号 平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

建設部から特に補足説明等は、ございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第70号につきましても、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。
討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決に入ります。
本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第72号 平成30年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設部から特に補足説明等は、ございませんか。
建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第72号につきましても、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

人事異動に伴う給与、手当の増額ということになってはいますが、これは等級の高い方が異動されたということですか。

○川村成二委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

職員7名中4名の異動がありまして、年齢や階級によって異なりますが、うち職員1名が再雇用職員から普通雇用職員に変更したことが、増の主な理由でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ちょっと、再雇用から……
再任用、ちょっとよくわからないので。私たちのほうも余りよくわからないのですが、そうすると結構給料の差があるのですか。そこも含めて教えていただけますか。

○川村成二委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

再任用職員ですと、月15万円になります。また、普通職員ですと、27万円になりまして、12万円ほど違います。
以上です。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

[執行部交代]

○川村成二委員長

次に、議案第 66 号 平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）のうち都市産業部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

農林水産課から特に補足説明等は、ございませんか。

都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

農林水産課のほうで資料の提出をさせていただいておりますので、農林水産課、仲戸課長よりご説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

それでは、事前にお配りしております平成 30 年度県単土地改良事業実施地区（土地改良区の県単事業に伴う上乗せ補助）概要の資料をごらんください。

こちらにつきましては、議案集 28 ページ中段、6 款 1 項 8 目農地費、03 事業、土地改良整備事業（政策）、19 節県単土地改良上乗せ補助金 93 万 8000 円の内容でございます。

資料にございますとおり、霞ヶ浦土地改良区、一の瀬上流土地改良区、出島東部土地改良区、こちら 3 件の土地改良区からの申請が県単事業に採択されたことを受けまして、地元負担を軽減するため、かすみがうら市県単土地改良事業補助金交付要綱の規定により、1 番目の霞ヶ浦土地改良区であれば、主ポンプオーバーホールといった用水施設の事業につきましては、事業費の 10%、3 番目の出島東部土地改良区の排水路改修工事といった排水施設の事業につきましては、事業費の 12.5%の上乗せ補助を行うものでございます。

説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

これは委員長からの要望ですけれども、今後この資料を出すときには、議案名を書いていただくと、資料として管理しやすいので、ぜひともお願いします。

ほかの資料についても同じですけれども、執行部の方はご検討願います。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

歳入のところで教えていただきたいのですが、諸収入のところで、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金返還金がありますが、これはどういうことなのか教えていただけますか。

○川村成二委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

こちらにつきましては、次世代を担う農業者となることを志す者に対しまして、就農直後の経営確立を支援する資金として年間150万円、最長5年間、農業者に対して給付される制度でございます。こちらを受けていた申請者、この方の場合には夫婦で共同経営ということで申請しておりましたので、年間225万円支給されていたわけですが、この方が5年間の支給を終わりにして、書類等を確認した中で申告漏れに気づき、修正申告をしたというところで、対象年の取得が増大しまして、給付金の所得の上限を超えてしまったということで、返還したいという申し出がありました。

事実関係を確認しまして、国のほうへ、こういったことの事務手続につきまして確認をしたところ、新規就農者の未熟な申告ミスということで、虚偽の申請でないのに該当する年度分の返還でよいと、返還期日や返還方法も受給者の経営状況を考慮した中で、年度末までに無理なく返せばよいといった回答をいただきました。受給者と返還方法について協議した結果、最も農業収入が見込める12月以降に1年分ずつ返還するというので、今回1年分を計上したような内容でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

かなり重要な中身ですよ。これ簡単に補正予算で諸収入に入れて、説明もしないで、質問したらそういうふうに答えるというのは。もともと、ちょうど夫婦で22万5000円とっているから、夫婦で、225万円か、ごめんなさい。ちょうど1年分に該当しますよね。ですから、そういうことは、やっぱりきちっと説明するべきですよ。これわざわざこういう資料をつくっているのに、これは大事なことだと思えますよ。やっぱりそれが申告というか、申告漏れがなかったのかということになったりして、結果的に国のほうは、問題はないと言ったのだと思いますが、当市ではこのチェックはできないのですか。

○川村成二委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

受給者につきましては、所得証明書を提出させ、前年度所得額を確認しております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

チェック漏れは、なかったということですか。

あと、私が言うのは、もう一つ。こういう大事なこと、これ諸収入と簡単に返還金と書くのではなくて、ちゃんと説明も必要ではないですかということについてお答えになっていませんので、それについても含めてお答えいただけますか。

○川村成二委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

説明不足、申しわけありませんでした。今後こういったケースにつきましては、説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、答えていないからさ。チェックは漏れていないよというような言い方をしているわけでしょう。でも、これ問題になったわけではないですか。これはどういうことなのでしょう。

○川村成二委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

私どものほうでは、所得証明書で確認するというマニュアルに沿った形で実施しておりましたので、その所得の内容、申告の内容についてまでは、なかなか把握できていないというのが、現実でございます。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

この事業は、新規就農者の支援ということが基本的なことだと思う。けれども、何か今のお話聞いていると、収入があったから補助金返せというような感じにとれる。けれども、新規就農者が、今言ったように、5年間営農に携わって、その上で5年の間に農業計画を立てて、それで農業収益を上げて、5年後で自立するというのがたしか当初の目的だと思ったのですけれども、途中で、農業収益が上がったからと、要するに補助金を引き上げるというように、私ちょっと今とれたのですけれども。これは、もともとそういう内容の趣旨の事業だったのですか。

○川村成二委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

事業の内容につきましては、基本的に委員おっしゃられるとおりの内容でございます。ただ、支給条件といたしまして、前年度所得が250万円を超えた者については、支給対象とならないので、修正申告の結果、その支給条件を超える所得になったため、その年度分の交付金を返還するというようなことになりました。

以上です。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

その方は、5年間に何年目でそういう結果になったのですか。もともと、250万円からの収益上げられる方が、何でこの制度を利用したのか、私にはちょっと理解できないところがあるけれどもね。当然その辺のところ、ちょっと説明いただけますか。

○川村成二委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

この方につきましては、5年間の支給が終わった段階で、最後の2年間分の所得の修正申告を行いまして、先ほど申しましたように上限を超えたため、2年間分の返還が必要になりました。ただ、この方の農業形態は、レンコン栽培の農家を始めておりますので、一般の新規就農者の方の中では、比較的収益が上がって、なおかつ夫婦で就農しておりますので、収益が上がったというような状況でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

農林水産課に対する質疑を終結いたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

水産業振興費、水産振興事業の修繕費を、ちょっと聞き逃しちゃったものですから、ご説明をお願いできますか。

○川村成二委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

こちらの修繕費ですが、牛渡船だまりにございます漁船などを修繕したりする際に引き上げます台車がございます。そちらのほうの不具合により、台車を引き上げる、船を乗っけて引き上げるときに台車がずれたりして船の維持管理に支障を来しているということで、また、この周辺の船だまりにつきましては、隣接する根山の船だまりですとか有河の船だまりには、この同様の施設がございませんので、この3カ所でこういった施設を共有しているということで、早期に対応が必要なため、今回修繕費を計上させていただいたような内容でございます。

○川村成二委員長

それでは、農林水産課に対する質疑を改めて終結させていただきます。

続いて、観光商工課に対する補足説明等は、ございませんか。

都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

観光商工課の所管事業について、補足説明等はございません。

以上でございます。

○川村成二委員長

それでは、観光商工課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

説明があったとは思いますが、観光費の指定管理者委託金額の増額ですね、89万8000円。これは当初……

これは違うか、観光費じゃない。

では、水族館だな。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

すみません。それでは、これは別のところで説明があるみたいなので。

水族館の改修設計委託料の内容について、教えていただけますか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

来年度、平成31年度ですが、水族館の空調設備、発電設備、内装の改修、あと、照明器具の更新を予定しています。こちらの工事につきましては、防衛省の再編交付金を活用したいと考えていますので、再編交付金の交付申請時に設計図書が必要となりますので、今回補正をお願いするものでございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

防衛省の交付金で、水族館のエアコンとか、いろいろな設備ができる可能性があるということで、それには具体的な設計図書が必要なので、委託をするということの理解でよろしいですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

佐藤委員のおっしゃるとおりです。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

観光商工課に対する質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

[執行部交代]

○川村成二委員長

次に、議案第66号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち教育委員会所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等は、ございませんか。

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

それでは、教育費のうち生涯学習課に関する部分につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の補正予算でございますが、旧安飾小学校への文化財関係の運搬及び遺物を置く棚の購入費として当初予定しておりました。実際に使用形態を県南建築指導課と協議を行いましたところ、その使用用途が当初予定していた事務所兼収蔵庫から倉庫というような判断がなされましたことから、今回手数料及び備品購入費を減額いたしまして、新たに用途変更実施設計書作成業務委託ということで、委託料を計上させていただくものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○川村成二委員長

それでは、生涯学習課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この文化財資料収納軽量棚マイナス 650 万円が、必要なくなる可能性があるということですか。これについては、旧安飾小学校の用途変更で、具体的に業務委託で、この文化財の収納をどうするかを決めようということでしょうか。ちょっともう一度、詳しく教えていただけますか。

○川村成二委員長

生涯学習課副参事（兼）歴史博物館長 齋藤裕之君。

○生涯学習課副参事（兼）歴史博物館長（齋藤裕之君）

650 万円の棚につきましては、来年度にまた持ち越すというような形でございます。それとあと残りの 130 万円に関しましても、来年度、再度予算化させていただくという形になります。用途変更に伴いまして、今回設計費としまして 104 万 4000 円を計上させていただくということになります。

以上でございます。

○川村成二委員長

そのほか、ございませんか。
設楽委員。

○設楽健夫委員

この旧安飾小学校用途変更実施設計業務委託は、関係ないのか。

○川村成二委員長

それは今説明した内容です。もうちょっとマイクを近づけて発言してください。
設楽委員。

○設楽健夫委員

この用途変更の実施設計業務委託の中身でね、この施設としては旧校舎を使っていくと思うのですが、この用途変更によって、全体の環境整備ということについても、変更がかかっているのですか。

○川村成二委員長

生涯学習課副参事（兼）歴史博物館長 齋藤裕之君。

○生涯学習課副参事（兼）歴史博物館長（齋藤裕之君）

今回の補正予算に関しましては、全体の計画はまだ考えておりませんので、現在、倉庫として使うというようなことに関しての用途変更のみの補正でございます。

○川村成二委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

ということは、全体の管理というところについては、追ってまた提案されると理解してよろしいですか。

○川村成二委員長

生涯学習課副参事（兼）歴史博物館長 齋藤裕之君。

○生涯学習課副参事（兼）歴史博物館長（齋藤裕之君）

そのとおりでございます。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、生涯学習課に対する質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

[執行部交代]

○川村成二委員長

次に、議案第 65 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室から特に補足説明等は、ございませんか。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

東日本大震災の復興に向けた基金の活用でありましたが、平成 24 年度から平成 29 年度にかけて、それぞれの基金に充当したということでもあります。そういうことで、全て完了したということも踏まえて、今回条例を廃止したいということで、提案を申し上げた次第です。

以上であります。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これは東日本大震災の義援金等を基金に積み立て、各事業実施の際に基金充当したとありますが、それぞれかなりの項目にわたってありますが、これ具体的に、概要でいいですけども、説明できますか。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

全てで 11 事業があります。その中にはインフラ整備の強靱化を図る部分、あるいは防災関係の消防車両等の強靱化を図るために車両の更新をしたということでもあります。また、小学校施設の耐震事業であるとか、防災無線の整備事業であるとか、全て合わせますと 7 億 3978 万 5252 円を充当したという内容です。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

7億4000万円近いお金を投入したということを説明いただきました。ぜひ、後で結構ですので、この7億4000万円程度の事業費のそれぞれの内訳について、一覧表にして提出していただけないでしょうか。委員長、どうですか。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

最終日までに取りまとめて、ご報告をしたいと思います。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市長公室から特に補足説明等は、ございませんか。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、議案集24ページであります。

再度ご説明申し上げますと、歳入の部分であれば、18款繰入金は、財源振りかえを行ったという内容でもあります。それから、21款市債、土木債であります。神立停車場線整備事業債についても、財源振りかえを行ったという内容でございます。

歳出につきましては、議案集25ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、06事業、市長・副市長秘書業務事業の中の公用車借上料は、市長車の更新であります。3カ月分、1月から3月までの41万4000円を計上してございます。

その下になります。2目企画費、02事業、企画調整事業は、全国的な自転車を活用したまちづくりを推進するという団体ができましたので、そちらに加盟する負担金でございます。

それから、03事業、企画調整事業（政策）であります。スマートインターチェンジ設置可能性等

調査業務委託であります。契約差金を減額するものであります。

それから、その下の土地利用基礎調査業務委託であります。いろいろ市長の公約にもありましたように、市街地内の複合交流拠点整備に伴う事前調査を行う予算を計上したものであります。

以上であります。

○川村成二委員長

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
櫻井委員。

○櫻井繁行委員

説明を少しいただきたいのですが、議案集 25 ページの市長の公用車借上料の部分です。3 カ月間で 41 万 4000 円というような説明がありましたが、改めて、具体的にどういう車種になるのか、また、その車種を選んだ選定理由、それはもちろん市長公用車ですから、安全面を考えていると思いますが、その辺をお伺いします。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今、4つの車種を考えておまして、その中で、金額的には異なるかもしれませんが、現在、アルファードを想定してございます。2500 ccのハイブリッドということで、リース契約をします。これには、車検整備、点検その他オイル交換含めて 11 万 9663 円程度が毎月のリース料となります。金額が異なる点につきましては、少しアップーで見ている部分がありますので、契約の段階でその辺は整理をしたいと考えております。

それから、なぜこの車種を選んだかということにつきましては、市長の職務、この市の代表でもあります、市益をかけたいろんな交渉、要望等がございまして、多岐にわたる移動の時間というものがありますので、移動中における市長の安全を考慮いたしまして、これまでのエコタイプの車からしっかりと安全性を見出した車に変えていこうという内容であります。

これまで市長については、何回も事務方の考えの中で、車両更新の提案を申し上げました。しかし、市長がかたくなにそれはだめだと申しております。やはり市民に直結した事業をまずは先行して進めるということでもありました。

11 月 20 日冒頭に、全員協議会でもご報告をしたとおり、市長の市民直結事業が、当初予算の中でもめどがついたという点に鑑みまして、今回の車両更新に至ったという内容であります。

以上であります。

○川村成二委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

安全面、また維持費等を考えて説明をいただいたところですが、今までのプリウスの市長公用車は、確かに安全面を考えても、議員の中でも非常に危惧をしていたところであります。

そういう中で、1つ確認ですが、改めて市長の公務、公用車というのは、今ちまたで話題が上がっていますけれども、どういうところまでが公務という扱いで、公用車を使用することができるのか。何かそういう定義があれば教えてください。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

市長は、公の部分と、それから私の部分というのをきっちり分けて考えて移動をしております。特に公の部分につきましては、職員が随行や運転手も入りますし、また遠距離、特に東京都内に入る場合には、政策経営課の職員が1名ついて、移動時に安全に帰庁できるような配慮ということもしております。特に内規等は定めておりませんが、ご自身の中できっちりそこは判断をして、公私の部分は分けて公用車を活用していると考えております。

○川村成二委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

最後に、この公用車を担当するのは、秘書室の職員になると思います。現在の公用車、またこの補正通ってからの公用車の入れかえ、全てに言えることだと思いますが、改めてアルコールチェックの強化、そして安全教育、その辺の充実もしっかりと図っていただいて、よりよい安全な快適な空間、また、市長がしっかりと仕事をできる空間をつくっていただきたいと思いますが、よろしく願います。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

市民のいろいろな方から、本当に市長の車はあれでいいのかというような指摘というか、お話を何人の方からも受けております。その中で、今回この市長車の更新に至ったわけではありますが、安心面に関しては、車両更新ということもあり、そこは十分に機能が果たされるのかと思っております。

ただ、私がいつも思っているのは、運転手を朝の顔をうかがった安全面でもあります。やはり都内、あるいは遠距離での公務ということ考えた場合に、どうしても運転手の健康面、あるいは健康面に即した運転中の安全の配慮ということも十分に踏まえておりますので、その点、十分配慮をして毎朝顔をうかがいながら言葉をかけるというふうを考えて、実施をしております。

特に、アルコールを飲まない職員なものですから、アルコールチェック等は実施しておりません。以上です。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会は、どのぐらい加入されていて、事務局はどちらで、会長はどちらでしょうか。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

詳細な点について、榎田課長のほうからご答弁申し上げます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

政策経営課長 榎田治幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会ということで、こちらは11月15日に設立総会が行われております。そちらのほうへ参加の意向を全国の市町村1,747市町村にお声かけをし、そのうち294団体が参加の意向を示してございます。全国で294市区町村ということで、かすみがうら市におきましても手を挙げたところでございます。こちらの会長につきましては、今治市が会長を務めているというところでございます。

全国をブロックごとに分けておりまして、関東ブロックにつきましては、39市区町村が参加いたしまして、県内は7市町ということで参加をさせていただいているところでございます。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

それでは、政策経営課に対する質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

ここで、暫時休憩とします。10分ほど休憩とします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時07分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第66号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち地域未来投資推進課所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

地域未来投資推進課から特に補足説明等は、ございませんか。

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

補足説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

当課関連の補正予算でございます。

該当箇所は、議案集28ページの7款商工費、1項商工費、3目観光費、11事業、農山漁村活性化推進事業（政策）の13節指定管理者委託になります。89万8000円補正として計上させていただいております。

説明用の資料を作成してまいりましたので、これに基づきましてお話をさせていただきたいと思っております。

こちらの横長の資料をごらんください。

今回の補正予算ですが、今年度の市交流センターの指定管理者委託費に電気・水道料金の一部に相当する金額を増額させていただきたいというものでございます。

理由でございますが、資料にもございますように、交流センターの利用者の増加に伴いまして、施設の光熱水費が当初の想定以上にかさんでいる状況でございます。

利用者の状況は、資料のご参考①をごらんください。

歩崎全体で入込客数がふえてございますが、交流センターの利用者も平成28年度と平成29年度を比較いたしますと、約2.5倍にふえております。

お客様の中心は、レストランですとかマルシェの利用者となりますが、一方で、歩崎で開催されるイベントの参加者ですとか、あるいはりんりんロードのサイクリストが、トイレ休憩のためだけに利用するようなケースもふえていることから、水道料金が増大しております。

また、資料のご参考②にお示ししましたように、交流センターについては、そのデザインや機能性の観点から、構造上、人が出入りすればするほど冷暖房の効率が下がるといった特性もございます。したがって、夏の暑さの厳しい時期や、あるいは冬の時期には、エアコンを常時フル稼働せざるを得ないという状況になっております。

その結果の光熱水費の状況でございますが、裏面をごらんください。

ご参考③にお示ししました電気・水道料金ですが、平成 29 年度の実績でございます。電気・水道料金総計で約 128 万円に上っております。その前年との比較も左下に載せてあります。平成 28 年度の営業期間と同期間の平成 29 年度の比較でございますが、約 2 割料金が増加しております。

交流センターのこういった光熱水費につきましては、指定管理事業者である未来づくりカンパニーが収益事業を行っているという観点から、指定管理料の対象外といたしまして、未来づくりカンパニーがみずから賄ってきたところでございます。しかし、今お話ししましたとおり、トイレ休憩のみの利用ですとか、あるいは建物の特性に起因するような断熱効率の悪さといったような指定管理者の収益事業に必ずしも寄与、起因することのないコストがかかっているということを踏まえまして、当課として経費の一部を指定管理料に含められないか検討を行ってまいりました。

そこで、資料の 3 番、積算方法に掲載いたしましたように、今年度見込まれる電気・水道料金を前年度の実績などから試算をいたしまして、これに指定管理者の収益事業に寄与しない利用が行われている交流センター内のエリアの面積率が、38%と計算しております。エリアにつきましては、そちらの資料に赤いラインで囲った部分になります。このパーセンテージを掛けた 89 万 8000 円を指定管理料の追加分として算定いたしました。

なお、光熱水費としましては、ガスも含まれるわけですが、ガスにつきましては、未来づくりカンパニーの収益事業のもっぱら使われるものですので、今回の計算からは除いております。

計算の詳細でございますが、②水道料金については、前年度の実績をほぼ今年度もこの程度かかるだろうということで見込んでおります。

それから、①電気料金につきましては、これも本来であれば前年度の実績に基づいてということになりますが、実は電気料金は今年度に入りましてから、入札によって電力事業者がかわっております。それを受けて、電気料金は基本料金と、あとは使えば使うほどお金がかかる使用料、この 2 階建てで組み立てられておりますけれども、この基本料金の部分が大幅に値下がりをしております。したがって、そちらの資料の電気料金の試算イメージという概念図で示しましたように、今年度 4 月から 9 月の料金については実績値を使っております。それから 10 月以降、今後請求される部分につきましては、新しい基本料金は、月額 2 万 7000 円と見込んでおりますが、プラス使用料の部分は、前年度の実績に基づいて試算をいたしまして、全体の計算を行っております。

つきましては、この①電気料金と②水道料金掛ける 0.38 ということで、89 万 8000 円を算出しております。

本来、こういった指定管理料を見直しする場合は、管理者と市が、年度当初に締結をいたします年度協定に基づいて金額を定めまして、行うということになります。本来このように年度当初のタイミングで指定管理料の増額を行うべきところではございましたが、現在、ただいまお話をいたしましたように、電力会社の変更で電気料金が大幅に下がる可能性がありましたことから、年度当初の増額は、

見送ったという経緯がございます。しかし、実際のところ基本料金は3分の1程度に下がっておりますが、ことしの夏の猛暑などの影響から電力使用が増大しておりまして、結果的に電気料金全体としてはほぼ前年と同じようなレベルで推移をいたしましたので、こういった形で年度途中での補正をお願いする次第でございます。

なお、今回予算をご承認いただきましたら、速やかに指定管理者と協議を行いまして、年度協定を改定いたしまして、指定管理料を変更させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上になります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いろいろ説明していただきましたが、これ指定管理料を592万9000円から682万7000円に変更するという方針も含めて、これを承認するということになるのですか。それはまた別なのではないですか。

○川村成二委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

そうですね、今回増額をするということは、協定の見直しという方針についても皆様にご承認いただく形になるかと思えます。もう少し申し上げますと、協定を改定しないと、料金の増額変更ができませんので、そういった意味を含めて改定の方針についても、ご承認いただきたいと思います。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、この一般会計の補正予算で、それが同時にできるのですか。別に指定管理者の契約に対しての変更という形で、別に提案をしなければいけないのではないですかと聞いています。どうですか。

○川村成二委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

失礼いたしました。

指定管理料の金額を定める年度協定につきましては、議会でご審議いただく審議事項から外れておりますので、この場で補正予算についてご承認をいただきましたら、こちらのほうで速やかに協定を改定するという流れで考えております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

指定管理者というのは、そういう意味では、こういう一般会計の補正で決まったからといって改定できるとなっているのですか。通常は、そういうふうになっていないと思うけれどもね。そこまで細

かく見ていないので、こういう提案が、もう承認を前提にしてあるから、ちょっとその辺を説明いただけますか。

○川村成二委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

すみません、繰り返しの説明になってしまうかもしれませんが、年度協定、指定管理の契約につきましては、基本協定と年度協定という2本で行っております。指定管理者が新たに決まりましたら、その管理者と基本協定を結びまして、また別途、年度の指定管理料については、年度協定で協議をしていくことになっております。指定管理者の指定につきましては、議会の議決事項になりますので、お諮りすることになっておりますけれども、年度協定につきましては、予算が通過しましたら、その予算をベースに事務方のほうで指定管理者と協議をして締結させていただいております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、そうなんですかと聞いているんですよ。何回も同じ答弁だよ。そういうふうになっているのですかと聞いているの。だから、そういう資料があれば教えてくださいよ。そういうデータ、条例的には、そういうふうになっていますというように、それがわからないから言っているわけよ。私そういう細かいところまでわかりませんよ。ちょっとそれ、そういう協定になっているという文書を出していただけますか。

○川村成二委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

平成28年9月に議会で議決をいただきました基本協定にその旨が規定されておりますので、ご必要とあらば、また後ほど資料としてお届けさせていただきたいと思います。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

一応必要だから、後で出してください。

○川村成二委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

承知いたしました。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

この裏面の中段上に、電気料金と水道料金の比較表が出ていますね。これを見ると、20%の増加と。その内訳で見ると、電気料金が大体15%、水道料金が52%ですね。ということは、これ先ほどもお話がありましたけれども、トイレを使用される方が非常に多いということが原因になって、この52%という数字になっているのですか。

○川村成二委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

電気料金、水道料金を総計して増加率を見ますと、2割程度ということになるのですが、委員ご指摘のとおり、それぞれ単独で推計しますと、水道料金が大幅に上がっているという状況でございます。

○川村成二委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

これはサイクリングロードのトイレ、中継拠点ということで、県の事業の中にも組み込まれている内容であるというふうに思いますよね。そういう意味では、このトイレの水道料金というのは、サイクリングロードが日本一ということになってきますと、相当数の利用者がふえてくると考えられると思います。そういう意味では、県のサイクリングロード事業というところからの補助ということについては、考えられなくもないとは思いますが、いかがですか。

○川村成二委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

委員ご指摘の問題点でございます。ご指摘のとおり、土浦市田村から歩崎まではトイレ休憩できる場所がございませんので、事実上、りんりんロードの重要な休憩拠点、トイレ休憩ができる場所ということで、交流センターが活用されているという実態がございます。ただ、これは県のほうで予算の手当ができるようなものかといいますと、交流センター自体が市単独の管理になっているということです。県としましては、現在、歩崎と土浦市田村の間にトイレも含めて休憩できるような場所が設けられないかということで、検討を進めていると聞いてございます。

○川村成二委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

ぜひ実現できればいいと思いますので、よろしくお願いします。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

[執行部交代]

○川村成二委員長

次に、議案第66号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち総務部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

総務部から特に補足説明等は、ございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

よろしくをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、年度当初の人事異動に伴います所用の過不足を補正させていただくもので、特に補足説明はございません。よろしく願いをいたします。

○川村成二委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

総務課に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 73 号 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）変更請負契約の締結についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等は、ございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

本件につきましても、全員協議会で詳細説明をさせていただいておりますので、この場で特に補足説明は、ございません。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

全員協議会では、会議録には載りませんので、基本的なポイントを説明してください。

○川村成二委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

今回提案させていただきました防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）の請負契約につきましては、平成 31 年度以降に整備を計画していました屋外拡声子局の一部を 3 基の整備を追加する工事についての変更の契約をお願いするものでございます。

内容といたしましては、変更金額が 1548 万 7200 円、相手方が N E C ネットエスアイ株式会社茨城営業所でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ですから、3 基変更になって 64 基になるわけでしょう。その理由も言わなければいけないでしょう。

○川村成二委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ただいま契約内容についてご説明を申し上げまして、その具体的な事業内容については、担当の総務課長からご説明を申し上げます。

○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

それでは、3 基増設いたします主な内容につきましては、当事業につきましては、防衛省所管の防

衛施設周辺民生安定施設整備助成事業補助金を活用しまして実施している内容でございます。

補助金の決定額がございまして、こちらの当初契約いたしました執行残が工事費ベースで 1721 万 7000 円ございまして、この範囲内で次年度の事業で予定していたもののうち、屋外拡声子局 3 局について、前倒しをして整備をするものでございます。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

予算というか、当初予算と比べて増設 3 基が可能になったということが、大きな理由と理解してよろしいですか。

○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

そのようなことでございます。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

[執行部交代]

○川村成二委員長

次に、議案第 66 号 平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）のうち市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等は、ございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

議案第 66 号 平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）のうち国保年金課に係る事案に関しまして、君山参事より補足説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

それでは、国保年金課分の補正予算について説明をさせていただきます。

議案書 26 ページをお開きください。

歳出予算で、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出事業になります。主な内容につきましては、国保特会において、平成 29 年度の保険給付費が確定したことにより、国庫支出金である療養給付費等負担金が超過交付になり、返還金が生じたことから、返還金及び職員人件費分の財源として 4904 万 4000 円を補正するものです。

次に、同じページで 5 目医療福祉費の医療福祉事業で、県補助事業分になります。内容につきましては、平成 29 年度の医療費助成額が確定したことにより、県補助金である医療福祉費等補助金が超過交付になり、返還金として 419 万 8000 円を補正するものです。

次も同じページで、6 目老人医療費の後期高齢者医療事業になります。内容につきましては、後期高齢者医療広域連合に納付した平成 29 年度分の医療療養給付費負担金等の精算に伴い、後期高齢者医療広域連合に追加納付することになりましたことから、納付金の財源として 447 万 2000 円を補正するものです。

説明は、以上になります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 67 号 平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等は、ございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

議案第 67 号 平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）に関しまして、国保年金課、君山参事より補足説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

議案第 67 号 平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

議案書 32 ページからになります。

先に、歳出予算から説明させていただきたいと思います。

議案書 38 ページをお開きください。

8 款 1 項 5 目療養給付費等負担金償還金として、5988 万 6000 円を補正するものです。内容につきましては、平成 29 年度の保険給付費の確定に伴い、国庫支出金の療養給付費等負担金が超過交付になったことから、返還をするために補正をするものです。

次に、7 目その他償還金として、82 万 1000 円を補正するものです。主な内容につきましては、健康づくり増進課で行っております特定健康診査と保健指導費用に対する国・県負担金が、超過交付になったことから、返還するために補正をするものです。

説明は、以上になります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

療養給付費等負担金を国に返還するという事は、簡単にいうと、医療給付費自体が平成 29 年度の実績で見ると、当初よりも少なくなったというふうに理解してよろしいですか。

○川村成二委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

佐藤委員が、ただいま言われたことの内容で間違いありません。

以上です。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 68 号 平成 30 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等は、ございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

議案第 68 号 平成 30 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、国保年金課、君山参事より補足説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○川村成二委員長

説明を求めます。

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

議案第 68 号 平成 30 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての説明をさせていただきます。

議案書 40 ページからになります。

先に、歳出予算になります。

議案書 46 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費になりますが、当初予算において、委託料としましてシステム改修経費 118 万 8000 円を計上し、一般財源での対応としておりましたが、今般、国庫補助金の交付が決定されましたので、財源の入れかえを行うものです。

次の 2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成 29 年度に納付しました被保険者保険料等納付金と医療・療養給付費負担金につきまして、後期高齢者医療広域連合の決算により精算が行われ、追加納付金として 1251 万 1000 円を補正するものです。

次に、歳入予算になります。

議案書 45 ページをお開きください。

ただいま説明しました納付金の財源としまして、一般会計繰入金の医療費公費繰入金としまして 447 万 2000 円、平成 29 年度の繰越金としまして 685 万 1000 円を、国庫補助金としまして 118 万 8000 円を補正するものです。

説明は、以上になります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、被保険者の保険料とか精算に当たって、後期高齢者医療広域連合に納付しなければならなくなったのが 1251 万 1000 円だと。被保険者の保険料を追加で取るわけにいかないということで、繰入金と一般会計からの繰り入れをして帳尻を合わせたと理解してよろしいですか。

○川村成二委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

まず、今回の追加納付金でございますけれども、保険料と医療・療養給付費につきましては、平成 29 年度の予算は、平成 28 年度の決算に基づいて、その見込みに対して広域連合のほうで試算をしております。そういう関係で、見込みより療養費が伸びたとか、あるいは見込みより保険料がふえたという場合には、翌年度精算という手続になりますので、今回の補正は、今言いましたように保険料

が見込んだよりも伸びたと。あと、医療費が見込みよりも伸びたということで、今回追加納付が発生したというような状況でございます。

以上です。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

保険料が伸びたということをおっしゃいましたが、つまり、被保険者の負担がふえたということですか。

○川村成二委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

1つは、被保険者数がふえたことがあると思います。あくまでも平成29年度の予算は、平成28年度をベースに広域連合で試算をしておりますので、その試算した人数より被保険者数がふえたというのが主な要因ではないかと考えております。

以上です。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

[執行部交代]

○川村成二委員長

次に、議案第64号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等は、ございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

さきの全員協議会で説明したとおりでございます。補足説明は、ございません。

○川村成二委員長

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今回の改正の趣旨、お答えできますか。

○川村成二委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

放課後健全育成事業、いわゆる児童クラブの支援員につきましては、今回お諮りしました条例の中で資格要件が定められておりまして、その資格要件につきまして、拡大及び追加をするような内容になってございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

つまり支援員の枠の拡大を図ったという意味ですね。

○川村成二委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

資格を持っている方の要件を拡大したというような内容でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

実際には、放課後児童クラブというか、支援員が非常に不足している。放課後児童クラブの待機、これは茨城新聞ですが、県内では395人、前年度比で161人減であるけれども、登録は最多3万8539人と書いてありまして、県内でも児童の預け先が見つからないために、保護者が離職する小1の壁、小4の壁の問題がある。受け皿の拡大が課題となっているとありました。

当市では、受け皿と支援員の現況については、どのようになっていますか。

○川村成二委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

まず、1点目、受け皿といたしまして、本年9月30日現在、公設、民設含めまして、定員が980人分を確保しております。その中に入会しております放課後児童クラブの会員は、864人ということで、受け皿は確保されている状況でございます。

2点目といたしまして、支援員でございますが、現在67人の支援員をお願いしているところでございますが、1クラブ2人という基準は、クリアしているところでございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

定員が、公設、民営も含めて980人で、864人が申請しているから、待機児童はいないよと。支援員は67人と言いましたけれども、その支援員というのは、いわゆる公設、民営も含めて67人という

意味ですか。

○川村成二委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

失礼いたしました。

67人につきましては、公設の放課後児童クラブになります。民設につきましては、26人の支援員を配置しております。

以上でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

公設と民設と割合は、どのようになっていますか。何か支援員の数からいうと、公設が67人で、民設は26人ですので、人数割合からいうと公設のほうが多いように思われますが、割合はわかりますか。

○川村成二委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

内訳としましては、民設のほうが、人数的には多くなっているような傾向が見られますけれども、要因としましては、加配のほうが多いというような状況でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

支援員が、民設が26名と公設が67名なので、数字の違いが、支援員に限っておかしいと思ったんですよ。それは、民設のほうは、支援員ではなくて保育士も入れた支援員も合計で対応しているのかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○川村成二委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

公設と民設の支援員の資格要件を比較いたしますと、特に民設のほうに保育士資格を持った方が多いという傾向は見られませんので、ほぼ同様な内容になってございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ここでは余り長々してもしょうがないので、一覧表を後でつくって教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○川村成二委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

後で資料を作成させていただきます、届けさせていただきます。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。
討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決に入ります。
本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第 66 号 平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）のうち保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。
社会福祉課から特に補足説明等は、ございませんか。
保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

社会福祉課に関する補正予算につきましてご説明いたします。
議案集 26 ページをお願いいたします。
3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、説明欄の 16 臨時福祉給付金給付事業（政策）の国庫負担金等超過交付金返還金 291 万 3000 円及び次の 3 目障害者福祉費、05 障害者自立支援事業の国庫負担金等超過交付金返還金 295 万 4000 円につきましては、いずれも平成 29 年度の事業費確定に伴う返還金となっております。
以上です。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。
それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

社会福祉課に対する質疑を終結いたします。
続いて、子ども家庭課に対する補足説明等は、ございますか。
保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

子ども家庭課に関する補正予算につきまして、ご説明いたします。
議案集 24 ページをお願いいたします。
歳入になります。
14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 42 万円は、児童手当過年度精算金であり、平成 29 年度事業費の確定によるものであります。

続きまして、議案集 26 ページをお願いします。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費、03 家庭児童相談事業（政策）の国庫負担金等返還金 1 万 7000 円及び次ページの 2 目児童措置費、05 児童手当事業の国庫負担金等超過交付金返還金 176 万 4000 円は、いずれも平成 29 年度の事業費確定に伴う返還金となっております。

以上です。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

子ども家庭課に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第 66 号に対する質疑が終わりました。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 71 号 平成 30 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題いたします。

保健福祉部から特に補足説明等は、ございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

さきの全員協議会で説明したとおりになります。補足説明はありません。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

諸支出金の一般会計繰出金について、説明をいただけますか。

○川村成二委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

繰出金につきまして、ご説明をいたします。

こちらにつきましては、給付費の市の負担分及び人件費、事務費、あと地域支援事業の負担金及び低所得者軽減の負担金を市のほうからルール分としていただいているものでございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それぞれ内訳と金額を教えてください。

○川村成二委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

内訳でございますが、人件費につきましては、257万5735円、事務費につきましては、937万1374円、給付費につきましては、3393万8137円、地域支援事業、総合事業分につきましては、27万3707円、地域支援事業、総合事業以外につきましては、121万1622円、低所得者軽減負担金分につきましては、精算しましたところ足りませんので、9,320円ほど一般会計のほうからいただいて、その差額4736万1255円を返還する内容でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この中で、やっぱり一番多いのは給付費3393万円ですかね。これがいわゆる給付費が下がったという理解でよろしいですか。

○川村成二委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

給付費につきましては、見込みよりも低かったということで、返還金が出た内容でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

続いて、国庫支出金等など返還金ですか、この意味をちょっと教えてください。

○川村成二委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

こちらにつきましては、国庫負担金の返還及び県負担金の返還を合わせたものとなっております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これは、どういう影響でこういうふうになるのですか。

○川村成二委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

こちらにつきましても、先ほど市の返還金のほうでお話ししましたとおり、給付費のほうが見込みより伸びていないということで、返還が出た内容でございます。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。
討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決に入ります。
本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全て終了いたしました。
それでは、ここで、執行部の方には、退席いただいて結構です。

[執行部退席]

○川村成二委員長

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ここで、お諮りいたします。
委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。
それでは、これをもって、平成30年第4回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。
大変ご苦勞さまでした。ご協力ありがとうございます。

閉 会 午前11時57分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成30年第4回定例会議案審査特別委員会

委員長 川村成二